#### 交渉の議事要旨

#### (開催日時)

令和5年8月24日(木) 16:15~17:02(47分間)

### (開催場所)

带広開発建設部 5階会議室

#### (出席者)

当局側 (帯広開発建設部)

井田 泰蔵 (帯広開発建設部長)、實重 貴之 (帯広開発建設部次長)、

齋藤 学(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合帯広支部)

加藤 康徳 (執行委員長)、上山 新吾 (書記長)、杉井 恵 (執行委員)

### (議題)

- 1 当部における職員の健康安全管理について
- 2 当部における超過勤務の縮減について
- 3 当部職員が妊娠・出産・育児に関わる休暇制度等を取得しやすい職場環境 の整備について
- 4 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について

### (要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた4点について回答(別紙のとおり)。

#### (要旨)

#### 【議題1:当部における職員の健康安全管理について】

(職員団体) メンタルヘルス系疾患により休職している職員が安心して職場復帰できるよう、職場内での理解を深め、再発防止に向けた職場環境づくりを求める。

(当局) メンタルヘルス系疾患により休職している職員に対しては、円滑な職場復帰となるよう、健康管理者や職場の管理者、厚生担当課である総務課、健康管理医が連携して取り組んできたところである。職場内においては、必要な情報を提供し、理解を得ながら、引き続き、再発防止に向けた職場環境づくりに取り組んでいきたい。

### 【議題2:当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) これまでどのように超過勤務縮減に向けて取り組んできたか。

(当 局) 会議やヒアリングの廃止・開催回数の削減、Web会議の利用促進等のワークスタイル改革の取組を継続している他、管理者は毎月初旬に職員の超過勤務状況の見込みを把握し、長時間の超過勤務が見込まれる職員がいる場合には、早期に長時間の超過勤務を抑制すべく対策を講じる取組を行っている。

また、これまで同様に、職員が週休日に出勤した際の振替の促進 や、医師による面接指導、臨時の健康診断の受診の徹底等、職員の 健康状況に十分注意を払うよう、管理者を指導している。 【議題3: 当部職員が妊娠・出産・育児に関わる休暇制度等を取得しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 職員が各種休暇を取得しやすい職場環境の整備を求める。

(当 局) 職員が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、職場全体で支援していくことは重要である。引き続き、職員が各種休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう、管理者を指導していきたい。

【議題4:当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について】 (職員団体) ハラスメントを見聞きした際に、相談しやすい体制の確保を求め る。

(当 局) 当部においては苦情相談窓口を設置しており、相談者が守られ、 安心して相談できる窓口であることをイントラネット等で周知して いる。また、苦情相談窓口に限らず、誰かに相談することで解決す るケースもあるかと思うので、職員間の信頼関係が構築できるよう、 良好な職場環境づくりに努めてまいりたい。

※文責は帯広開発建設部当局(今後修正等があり得る。)

# 交渉議題に係る回答

令和5年8月24日

## (1) 当部における職員の健康安全管理について

健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、毎年度策定する「健康安全管理計画」に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全の確保を図っているところである。

令和5年度の計画においては、引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策等、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止を重点に取り組むこととしている。また、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

心の健康づくりについては、引き続き、ストレスチェックやメンタルヘルス教育の実施により心の不健康な状態の未然防止に取り組むとともに、健康管理医 (精神科医) やカウンセラーによる心の健康相談を実施する。職員の職場復帰に当たっては、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく。

## (2) 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスを実現する上で、重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業 務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を行う場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分留意するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

(3) 当部職員が妊娠・出産・育児に関わる休暇制度等を取得しやすい 職場環境の整備について

職員が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しているところである。各種両立支援制度について、管理者に対し、各種会議、研修等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周

知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識 啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載し周知しているところで ある。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。

(4) 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について

ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、 勤労意欲を減退させるほか、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を 招くなど、職場環境が害される要因となるものであり、その防止に努 めていく必要がある。

ハラスメントの防止に当たっては、管理者・職員の双方において、 ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有す ることが重要であり、各種の会議や研修等の機会を捉えて周知啓発を 図るなどして、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。